

議 案 第 7 6 号

公の施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

公の施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

公の施設の使用料の見直し等に伴い、公の施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

公の施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

(富士見市立地域公民館条例の一部改正)

第1条 富士見市立地域公民館条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表（別欄表を含む。）を次のように改める。

別表（第17条関係）

公民館名	施設名	区分	使用料
富士見市立鶴瀬公民館	調理実習室	午前	400円
		午後	600円
		夜間	600円
	和室1	午前	200円
		午後	300円
		夜間	300円
	和室2	午前	200円
		午後	300円
		夜間	300円
	工作室	午前	200円
		午後	300円
		夜間	300円
	体育室	午前9時から午前11時まで	400円
		午前11時から午後1時まで	400円
		午後1時から午後3時まで	400円
		午後3時から午後5時まで	400円

		午後 6 時から午後 8 時まで	4 0 0 円
		午後 8 時から午後 1 0 時まで	4 0 0 円
富士見市立南畑公民館	多目的ホール	午前	1, 2 0 0 円
		午後	1, 7 0 0 円
		夜間	1, 7 0 0 円
	会議室	午前	9 0 0 円
		午後	1, 0 0 0 円
		夜間	1, 0 0 0 円
	生活実習室	午前	4 0 0 円
		午後	6 0 0 円
		夜間	6 0 0 円
	視聴覚室	午前	4 0 0 円
		午後	6 0 0 円
		夜間	6 0 0 円
	工作室	午前	3 0 0 円
		午後	4 0 0 円
		夜間	4 0 0 円
	和室 1	午前	2 0 0 円
		午後	2 0 0 円
		夜間	2 0 0 円
	和室 2	午前	1 0 0 円
		午後	1 0 0 円
		夜間	1 0 0 円
富士見市立水谷公民館	多目的ホール	午前	1, 0 0 0 円
		午後	1, 4 0 0 円
		夜間	1, 4 0 0 円
	調理実習室	午前	5 0 0 円

			午後	7 0 0 円
			夜間	7 0 0 円
		講座室	午前	5 0 0 円
			午後	7 0 0 円
			夜間	7 0 0 円
		和室 1	午前	5 0 0 円
			午後	7 0 0 円
			夜間	7 0 0 円
		和室 2	午前	3 0 0 円
			午後	4 0 0 円
			夜間	4 0 0 円
		会議室	午前	3 0 0 円
			午後	4 0 0 円
			夜間	4 0 0 円
		工作室	午前	3 0 0 円
			午後	4 0 0 円
			夜間	4 0 0 円
	富士見市立水谷東 公民館	多目的ホール	午前	1, 0 0 0 円
			午後	1, 4 0 0 円
			夜間	1, 4 0 0 円
		講座室	午前	6 0 0 円
			午後	8 0 0 円
			夜間	8 0 0 円
		調理実習室	午前	2 0 0 円
			午後	3 0 0 円
			夜間	3 0 0 円
		美術工芸室	午前	3 0 0 円
			午後	4 0 0 円
			夜間	4 0 0 円

	和室	午前	400円
		午後	400円
		夜間	400円

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

（富士見市立集会所条例の一部改正）

第2条 富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表金額の項を次のように改める。

使用料	500円	600円	600円
-----	------	------	------

別表備考中「午前及び午後、午後及び夜間又は全日」を「複数の区分」に、「の金額を加えた」を「を合算した」に改める。

（富士見市立コミュニティセンター条例の一部改正）

第3条 富士見市立コミュニティセンター条例（昭和55年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富士見市立針ヶ谷コミュニティセンターの項中「展示ギャラリー2」の次に「、談話室」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

センター名	施設名	区分	使用料
富士見市立鶴瀬コミュ	ホール	午前	3,500円

ニティセンター	ホールのうち舞台	午後	5, 200円
		夜間	5, 200円
		午前	1, 000円
		午後	1, 400円
		夜間	1, 400円
	第1集会室	午前	300円
		午後	400円
		夜間	400円
	第2集会室	午前	300円
		午後	400円
		夜間	400円
	第3集会室	午前	700円
		午後	1, 000円
		夜間	1, 000円
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム	午前	1, 000円
		午後	1, 400円
		夜間	1, 400円
	美術室	午前	600円
		午後	900円
		夜間	900円
	談話室	午前	400円
		午後	500円
		夜間	500円
	第1集会室	午前	400円
		午後	600円
		夜間	600円
	第2集会室	午前	300円
		午後	500円
		夜間	500円

富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	第3集会室	午前	300円
		午後	500円
		夜間	500円
	和室	午前	300円
		午後	500円
		夜間	500円
	展示ギャラリー1	午前	1,000円
		午後	1,400円
		夜間	1,400円
	展示ギャラリー2	午前	1,000円
		午後	1,200円
		夜間	1,200円
	会議室	午前	600円
		午後	800円
		夜間	800円
	調理実習室	午前	500円
		午後	700円
		夜間	700円
	美術室	午前	400円
		午後	600円
		夜間	600円
	研修室1	午前	300円
		午後	500円
		夜間	500円
	研修室2	午前	400円
		午後	600円
		夜間	600円
	和室1	午前	300円
		午後	400円

	和室 2	夜間	4 0 0 円
		午前	3 0 0 円
		午後	5 0 0 円
	視聴覚室	夜間	5 0 0 円
		午前	3 0 0 円
		午後	5 0 0 円
	談話室	夜間	5 0 0 円
		午前	3 0 0 円
		午後	4 0 0 円
		夜間	4 0 0 円

備考

- 1 午前とは午前 9 時から正午までを、午後とは午後 1 時から午後 5 時までを、夜間とは午後 6 時から午後 1 0 時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。

（富士見市立市民交流センター条例の一部改正）

第 4 条 富士見市立市民交流センター条例（平成 1 3 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 6 条関係）

センター名	施設名	区分	使用料
富士見市立ふじみ野交流センター	多目的ホール	午前	1, 7 0 0 円
		午後	2, 4 0 0 円
		夜間	2, 4 0 0 円

	視聴覚室	午前	8 0 0 円
		午後	1 , 0 0 0 円
		夜間	1 , 0 0 0 円
	講座室	午前	7 0 0 円
		午後	1 , 0 0 0 円
		夜間	1 , 0 0 0 円
	調理室	午前	6 0 0 円
		午後	9 0 0 円
		夜間	9 0 0 円
	美術工芸室	午前	6 0 0 円
		午後	9 0 0 円
		夜間	9 0 0 円
	集会室 1	午前	5 0 0 円
		午後	7 0 0 円
		夜間	7 0 0 円
	集会室 2	午前	3 0 0 円
		午後	4 0 0 円
		夜間	4 0 0 円
	和室	午前	3 0 0 円
		午後	4 0 0 円
		夜間	4 0 0 円
富士見市立鶴瀬西交流センター	多目的ホール	午前	1 , 7 0 0 円
		午後	2 , 2 0 0 円
		夜間	2 , 2 0 0 円
	講座室	午前	9 0 0 円
		午後	1 , 0 0 0 円
		夜間	1 , 0 0 0 円
	美術工芸室	午前	7 0 0 円
		午後	1 , 0 0 0 円

	調理室	夜間	1, 0 0 0 円
		午前	6 0 0 円
		午後	8 0 0 円
		夜間	8 0 0 円
	集会室	午前	6 0 0 円
		午後	8 0 0 円
		夜間	8 0 0 円
	会議室	午前	6 0 0 円
		午後	8 0 0 円
		夜間	8 0 0 円
	和室	午前	3 0 0 円
		午後	5 0 0 円
		夜間	5 0 0 円
	陶芸室	午前	2 0 0 円
		午後	3 0 0 円
		夜間	3 0 0 円

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

（富士見市立南畑ふれあいプラザ条例の一部改正）

第5条 富士見市立南畑ふれあいプラザ条例（平成15年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

施設名	区分	使用料
多目的ホール	午前	8 0 0 円
	午後	1 , 0 0 0 円
	夜間	1 , 0 0 0 円
会議室	午前	2 0 0 円
	午後	2 0 0 円
	夜間	2 0 0 円
和室 A	午前	1 0 0 円
	午後	2 0 0 円
	夜間	2 0 0 円
和室 B	午前	1 0 0 円
	午後	1 0 0 円
	夜間	1 0 0 円
調理室	午前	2 0 0 円
	午後	2 0 0 円
	夜間	2 0 0 円

備考

- 1 午前とは午前 9 時から正午までを、午後とは午後 1 時から午後 5 時までを、夜間とは午後 6 時から午後 1 0 時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。

（富士見市新河岸川河川水防センター条例の一部改正）

第6条 富士見市新河岸川河川水防センター条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「300円」を「500円」に改め、同項第2号中「300円」を「600円」に改め、同項第3号中「500円」を「600円」に改める。

（富士見市都市公園条例の一部改正）

第7条 富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「当該右欄に掲げる業務」を「右欄に掲げる業務に」に改める。
別表第3の6の表を次のように改める。

6 交流施設

区分			使用料
半日	午前	午前9時から正午まで	500円
	午後	午後1時から午後5時まで	600円
—	夜間	午後6時から午後9時30分まで	600円

（富士見市立ピアザふじみ条例の一部改正）

第8条 富士見市立ピアザふじみ条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

施設名	区分	使用料
多目的ホール1	午前	700円
	午後1	400円
	午後2	400円
	夜間	800円
多目的ホール2	午前	400円
	午後1	200円
	午後2	200円
	夜間	400円

多目的ホール 3	午前	4 0 0 円
	午後 1	2 0 0 円
	午後 2	2 0 0 円
	夜間	4 0 0 円
食育推進室	午前	1 , 0 0 0 円
	午後 1	6 0 0 円
	午後 2	6 0 0 円
	夜間	1 , 2 0 0 円
研修室	午前	4 0 0 円
	午後 1	2 0 0 円
	午後 2	2 0 0 円
	夜間	4 0 0 円

備考

- 1 午前とは午前 9 時から正午までを、午後 1 とは午後 1 時から午後 3 時までを、午後 2 とは午後 3 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までを、夜間とは午後 6 時から午後 1 0 時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 次のいずれかに該当する者（以下「市民等」という。）が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額とする。ただし、営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合を除く。
 - (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人
 - (3) 構成員の半数以上が第 1 号に掲げる個人である団体（前号の法人を除く。）
- 4 市民等以外が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。ただし、営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合を除く。
- 5 営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合の使用料は、

所定の使用料の金額の8倍に相当する金額とする。

(富士見市立勤労文化会館条例の廃止)

第9条 富士見市立勤労文化会館条例(昭和56年条例第12号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 改正後の富士見市立地域公民館条例、富士見市立集会所条例、富士見市立コミュニティセンター条例、富士見市立市民交流センター条例、富士見市立南畑ふれあいプラザ条例、富士見市新河岸川河川水防センター条例、富士見市都市公園条例及び富士見市立ピアザふじみ条例に規定する施設の利用に係る使用料(次項において「改正後使用料」という。)については、施行日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後使用料の納付及び徴収は、施行日前においても行うことができる。